

人事委員会年報

平成28年度

札幌市人事委員会

目 次

I 委員会	1
1 委員	1
2 委員会の開催状況	1
II 事務局	6
1 組織	6
2 主な事務分掌	6
3 予算	6
III 任用	7
1 採用	7
2 昇任	9
3 転任（選考）	10
4 任命権者に委任している任用	10
IV 給与、勤務時間その他の勤務条件	12
1 職員の給与に関する報告及び勧告	12
2 職員に関する条例の制定、改廃に関する意見の申出	19
V 公平審査	21
1 勤務条件に関する措置要求の審査	21
2 不利益処分に関する審査請求の審査	21
3 職員からの苦情の処理	21
VI 職員団体	22
1 職員団体の登録	22
2 管理職員等の指定状況	23
VII 労働基準監督機関	24
1 適用事業所の号別決定	24
2 職権行使の状況	25
VIII 公平委員会の事務の受託	25
1 本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体	25
2 受託事務の内容	25
参考資料	
第1表 職員の構成	29
第2表 公民較差の推移	33

I 委 員 会

1 委 員 (平成29年4月1日現在)

職 名	氏 名	就 任 年 月 日	任 期	備 考
委員長	大塚 龍児	平成25年11月1日	4年	大学教授 再 任 (委員就任 H9.11.1) 非常勤 (委員長就任 H22.11.1)
委 員	濱田 雅英	平成26年11月1日	4年	会社社長(元札幌市交通事業管理者) 再 任 (当初就任 H22.11.1) 非常勤
委 員	祖母井 里重子	平成28年6月3日	4年	弁護士 新 任 (残任期 H31.10.31まで) 非常勤

2 委員会の開催状況 (平成28年度)

(1) 委員会の活動状況

活 動 内 容	活動回数	備 考
委 員 会 会 議	22回	
公平審査口頭審理等	0回	
市 議 会 出 席	24回	
会 議 ・ 研 修 会	2回	・ 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議 (4/14・相模原) ・ 全国人事委員会連合会総会 (6/10・東京)
議案事前検討・事前審議	11回	
そ の 他 の 委 員 会 活 動	9回	・ 給与に関する勧告報告手交式 (9/16) ほか

(参考) 人事委員会開催回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	議題数
平成26年度	2	2	2	3	3	2	2	2	2	2	1	2	25	100
平成27年度	2	1	2	1	2	3	2	2	2	1	2	3	23	81
平成28年度	1	1	2	1	3	3	1	1	2	2	2	3	22	112

(2) 委員会会議の開催状況

No.	開催年月日	審議案件
1	28.04.19	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職員の採用選考について ・平成28年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験の実施について ・札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則及び札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 ・人事委員会事務局職員の人事発令について ・平成28年職種別民間給与実態調査の実施概要について ・職員の苦情相談に係る処理の状況について（平成28年度） ・平成28年度係長職候補者試験の日程について ・札幌市子育て・女性職員応援プラン（札幌市特定事業主行動計画）の策定について
2	28.05.20	<ul style="list-style-type: none"> ・任命権者に委任している競争試験等の実施結果について（平成27年度後期） ・解雇予告除外認定について
3	28.06.09	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職員の採用選考について ・平成28年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部、社会人経験者の部）の試験の実施について ・職務に専念する義務の免除に係る特例承認について ・平成28年2月25日付け措置要求の決定について ・平成28年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験申込状況 ・公益的法人等への札幌市職員の派遣等の報告（平成27年度）について ・人事委員会委員長職務代理者の指定について
4	28.06.21	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職員の採用選考について ・措置要求書の提出について
5	28.07.14	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験第1次試験の状況及び実施結果について ・平成28年度職種別民間給与実態調査の実施状況について ・平成28年札幌市職員給与実態調査の概要について
6	28.08.17	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験採用候補者名簿の確定について ・市長等に対する業務状況の報告について（平成27年度） ・平成28年人事院勧告の概要について ・平成28年6月15日付け措置要求の対応について ・動物専門職の新設に伴う採用等の取扱いについて
7	28.08.24	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職員の採用選考について ・平成28年度身体に障がいのある方を対象とした札幌市職員採用選考の実施について ・平成28年度係長職候補者試験の実施について
8	28.08.31	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部及び社会人経験

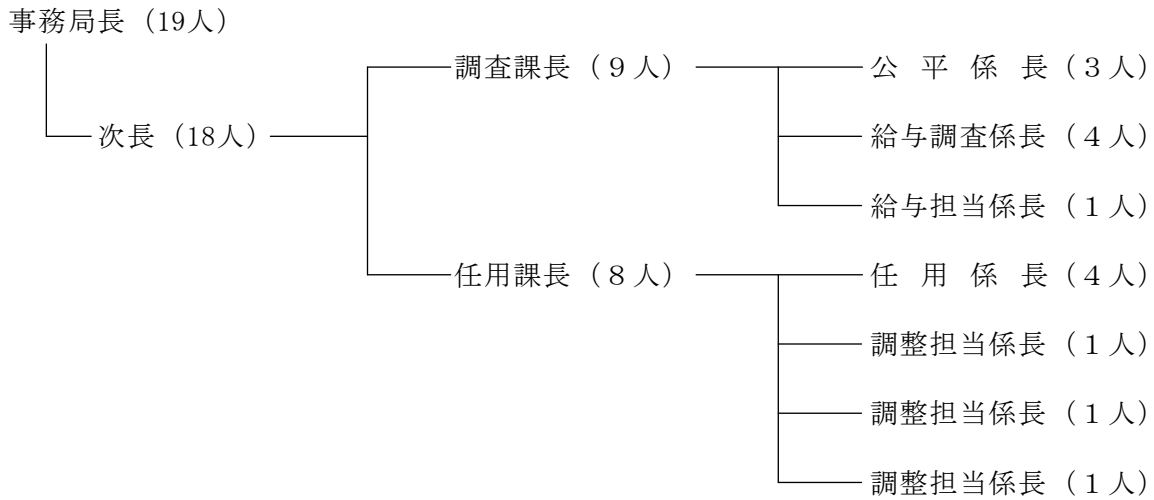
No.	開催年月日	審 議 案 件
		<p>者の部) 試験申込状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年公民較差及び民間給与実態調査結果の概要等について ・措置要求書の提出について ・平成 28 年職員の給与勧告に関する基本方針について
9	28. 09. 07	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与に関する報告及び勧告
10	28. 09. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与に関する報告及び勧告（継続審議） ・一般職員の昇任選考について（市長請求分）
11	28. 09. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・条例案に対する意見について（札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例案等） ・県費負担教職員の権限移譲に伴う学校事務職員の任用制度の見直しについて
12	28. 10. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職員の採用選考について ・行政職給料表（一般）、消防職給料表、医師職給料表及び特定任期付職員給料表の平成 28 年改定について ・勤務条件に関する措置の要求（平成 28 年 6 月 15 日付）の取扱い等について ・勤務条件に関する措置の要求（平成 28 年 8 月 24 日付）の取扱いについて ・平成 28 年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部及び社会人経験者の部）試験第 1 次試験受験状況及び実施結果 ・平成 28 年度身体に障がいのある方を対象とした職員採用選考申込状況 ・解雇予告除外認定について ・転任試験の受験資格要件について
13	28. 11. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部）試験採用候補者名簿の確定について ・解雇予告除外認定申請及びそれに対する処理の結果について
14	28. 12. 02	<ul style="list-style-type: none"> ・条例案に対する意見について（札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例案） ・条例案に対する意見について（札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案） ・平成 28 年度職員採用（社会人経験者の部）試験採用候補者名簿の確定について ・札幌市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則案 ・平成 28 年度係長職候補者試験の第 1 次試験結果 ・任命権者に委任している競争試験等の実施結果について（平成 28 年度前期）
15	28. 12. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職員の昇任選考について（市長請求分） ・札幌市職員初任給調整手当支給規則等の一部を改正する規則案 ・札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例施行規則案 ・札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

No.	開催年月日	審 議 案 件
		<ul style="list-style-type: none"> 札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 平成 28 年度身体に障がいのある方を対象とした職員採用選考第 1 次選考受験状況及び実施結果
16	29. 01. 12	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度係長職昇任候補者名簿の確定について 平成 28 年度身体に障がいのある方を対象とした職員採用選考最終合格者の確定について
17	29. 01. 25	<ul style="list-style-type: none"> 勤務条件に関する措置の要求の受理について 措置要求書の提出について 措置要求書記載事項変更届の提出について 解雇予告除外認定について
18	29. 02. 26	<ul style="list-style-type: none"> 学校事務職員の昇任選考について（教育長請求分） 審査請求書等の提出について 平成 29 年度職員採用試験日程（案）について
19	29. 02. 23	<ul style="list-style-type: none"> 条例案に対する意見について（札幌市立学校教育職員の給与に関する条例及び県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例案） 条例案に対する意見について（札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例案） 条例案に対する意見について（札幌市職員の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例案） 条例案に対する意見について（札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案） 条例案に対する意見について（札幌市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案） 審査請求（平成29年 1 月30日付け及び平成29年 2 月 6 日付け）の受理等について
20	29. 03. 10	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の制定に係る協議について 札幌市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正に係る協議について 職務に専念する義務の免除に係る特例承認事項の改正・廃止について 審査請求（平成29年 2 月28日付け）の受理等について 措置要求（平成29年措第 1 号）の審査について 措置要求（平成29年措第 2 号）の審査について 勤務条件に関する措置の要求の受理等について
21	29. 03. 23	<ul style="list-style-type: none"> 一般職員の採用選考について 一般職員の昇任選考について（市長請求分） 一般職員の昇任選考について（病院事業管理者請求分） 消防吏員の昇任選考について 教育公務員から一般職員への転任選考について 公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案

No.	開催年月日	審 議 案 件
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員団体（札幌市教職員組合）の登録について ・ 解雇予告除外認定について ・ 平成29年審第1号及び平成29年審第2号事案に係る答弁書提出期限の延長について
22	29. 03. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事委員会事務局職員の人事発令について ・ 学校事務職員の昇任選考について（教育長請求分） ・ 札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 ・ 札幌市人事委員会委員長及び事務局長等の事務専決に関する規則等の一部を改正する規則案 ・ 札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則案 ・ 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例施行規則案 ・ 札幌市立学校教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則案 ・ 札幌市立学校教育職員の給料の調整額支給規則案 ・ 札幌市立学校教育職員管理職手当支給規則案 ・ 札幌市立学校教育職員定時制通信教育手当支給規則案 ・ 札幌市立学校教育職員義務教育等教員特別手当支給規則案 ・ 札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則案 ・ 札幌市立学校教育職員管理職員特別勤務手当支給規則案 ・ 札幌市立学校教育職員教職調整額支給規則案 ・ 整備条例附則第8条第3項及び第4項の規定による給料に関する規則案 ・ 県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係規則の整備等に関する規則案 ・ 勤務地が札幌市内及び東京都特別区内以外である教育職員の地域手当の支給割合に係る承認について ・ 通勤が不便であると認められる公署に係る承認内容の変更について ・ 人事交流等による採用者等の号俸の決定に係る承認について ・ 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の適用を受けない札幌市職員で新たに教育職給料表の適用を受けることとなった教育職員の号俸の決定に係る承認について ・ 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の適用を受ける教育職員が初任給基準又は給料表の適用を異にする異動をした場合の職務の級及び号俸の決定に係る承認について

II 事務局

1 組織（平成29年4月19日現在）



2 主な事務分掌（平成29年4月19日現在）

<調査課>

- ・人事委員会の議事
- ・勤務条件に関する措置要求及び不利益処分についての審査請求
- ・職員の苦情処理
- ・職員団体の登録
- ・労働基準監督機関の職権行使
- ・給与、勤務時間その他の勤務条件の調査研究及び立案等
- ・給与に関する報告及び勧告
- ・事務局の庶務、経理
- ・他課の主管に属しないこと

<任用課>

- ・人事に関する統計報告
- ・競争試験、選考その他任用
- ・勤務延長

3 予算（平成29年度）

45,850千円（前年度 44,841千円）

（内訳）・委員報酬 9,636千円
・人事委員会運営費 36,214千円

III 任 用

平成28年度に人事委員会が行った競争試験及び選考の結果は、次のとおりである。

1 採 用

(1) 採用試験

ア 採用試験の実施状況

※登録者数…採用候補者名簿登録者数

試験の種類	試験区分	申込者数	受験者数	登録者数※	倍 率
大 学 の 部	一 般 事 務	人	人	人	倍
	行政コース	1,742	1,517	166	9.1
	福祉コース	148	134	20	6.7
	学 校 事 務	177	153	17	9.0
	土 木	118	95	35	2.7
	建 築	44	39	8	4.9
	電 気	72	62	14	4.4
	機 械	37	32	13	2.5
	衛 生	138	121	10	12.1
	造 園	24	19	3	6.3
	消 防 吏 員	240	218	30	7.3
小 計	2,740	2,390	316	7.6	
短 大 の 部	一 般 事 務	167	147	10	14.7
	学 校 事 務	29	24	5	4.8
	土 木	7	6	2	3.0
	電 気	4	4	1	4.0
	機 械	3	2	1	2.0
	消 防 吏 員	183	143	10	14.3
小 計	393	326	29	11.2	
資 格 ・ 免 許 職	保 健 師	66	64	10	6.4
	保 育 士	159	136	35	3.9
	栄 養 士	126	107	8	13.4
	小 計	351	307	53	5.8
高 校 の 部	一 般 事 務	428	340	33	10.3
	土 木	17	12	7	1.7
	電 気	9	8	2	4.0
	機 械	6	5	2	2.5
	消 防 吏 員	311	278	17	16.4
小 計	771	643	61	10.5	
社 会 人 経 験 者 の 部	一 般 事 務	1,028	837	10	83.7
	土 木	113	94	10	9.4
	建 築	43	39	2	19.5
	電 気	70	65	3	21.7
	機 械	60	50	4	12.5
	衛 生	62	54	5	10.8
	造 園	12	12	1	12.0
	保 健 師	28	26	3	8.7
小 計	1,416	1,177	38	31.0	
合 計		5,671	4,843	497	9.7

イ 試験日程

区分 日程	大学の部、保健師	短大の部、保育士、 栄養士、高校の部	社会人経験者の部
告知日	平成28年5月6日	平成28年7月1日	平成28年7月1日
受付期間	平成28年5月12日) 平成28年5月20日	平成28年7月6日) 平成28年7月14日	平成28年7月6日) 平成28年7月19日
第1次試験日	平成28年6月26日) 平成28年7月11日	平成28年9月25日) 平成28年10月9日	平成28年9月25日) 平成28年11月5日
第1次試験 合格発表日	大学の部 (一般事務(行政、福祉)、学校事務) 平成28年7月15日 上記以外 平成28年7月5日	短大及び高校の部 (一般事務、学校事務) 平成28年10月14日 上記以外 平成28年10月5日	一般事務 平成28年11月11日 一般技術、保健師 平成28年10月21日
第2次試験日	平成28年7月5日) 平成28年8月8日	平成28年10月5日) 平成28年11月1日	平成28年11月18日) 平成28年11月27日
名簿確定日	平成28年8月17日	平成28年11月9日	平成28年12月2日
最終合格発表日	平成28年8月19日	平成28年11月11日	平成28年12月9日

(2) 採用選考

ア 公募式採用選考（身体に障がいのある方を対象とした採用選考）

職	申込者数	受験者数	合格者数	倍率
一般事務	25 人	20 人	1 人	20.0 倍

告知日	平成28年8月30日
受付期間	平成28年9月7日～平成28年9月16日
第1次選考日	平成28年11月13日
第1次選考合格発表	平成28年11月25日
第2次選考日	平成28年11月25日～平成28年12月20日
最終合格発表	平成29年1月13日

イ 非公募式採用選考

平成28年度の採用選考の結果は、局長職1名、部長職3名、課長職9名、係長職3名及び一般職1名である。

2 昇 任

(1) 係長職候補者試験

ア 係長職候補者試験の概要

係長職候補者試験は、事務職にあつては、昭和45年度から、技術職（土木系、建築系、設備系、衛生系）にあつては、平成2年度からそれぞれ行っている。

年齢階層に応じた能力実証を行うため、年齢による区分を設定し（Ⅰ…満50歳以上、Ⅱ…満40歳以上かつ満50歳未満、Ⅲ…満40歳未満）、また、受験者の負担を軽減するため、第1次試験の免除制度を設け、第2次試験の不合格者に対して、第1次試験に合格した年度の次の年度以降5年間、第1次試験を免除している。

イ 係長職候補者試験の実施状況

※登録者数…昇任候補者名簿登録者数

試験の種別		有資格者数	受験者数	登録者数※	倍率
		人	人	人	倍
事 務	Ⅰ	478	59	7	8.4
	Ⅱ	726	320	33	9.7
	Ⅲ	986	639	37	17.3
	小計	2,190	1,018	77	13.2
土 木 系	Ⅰ	94	8	4	2.0
	Ⅱ	84	54	9	6.0
	Ⅲ	188	163	11	14.8
	小計	366	225	24	9.4
建 築 系	Ⅰ	4	0	0	-
	Ⅱ	10	3	1	3.0
	Ⅲ	30	22	3	7.3
	小計	44	25	4	6.3
設 備 系	Ⅰ	80	14	2	7.0
	Ⅱ	24	14	3	4.7
	Ⅲ	82	74	3	24.7
	小計	186	102	8	12.8
衛 生 系	Ⅰ	22	1	1	1.0
	Ⅱ	26	10	3	3.3
	Ⅲ	88	57	4	14.3
	小計	136	68	8	8.5
合 計	Ⅰ	678	82	14	5.9
	Ⅱ	870	401	49	8.2
	Ⅲ	1,374	955	58	16.5
	総計	2,922	1,438	121	11.9

ウ 試験日程

告知日	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日		係長職昇任候補者名簿確定日
			記述式・論述試験	面接試験	
平成28年8月24日	平成28年10月30日	平成28年11月11日	平成28年11月26日	平成28年12月8～16日	平成29年1月12日

(2) 昇任選考

平成28年度の昇任選考の結果は、一般職158名（局長職11名、部長職39名、課長職95名、係長職13名）、消防吏員14名（消防正監2名、消防監3名、消防司令長9名）、学校事務係長職13名、計185名である。

3 転任（選考）

平成28年度の転任選考の結果は、教育公務員から一般職員への転任が1名である。

4 任命権者に委任している任用

(1) 採用（選考）

任命権者	職	被選考者数	合格者数	倍率
市長		人	人	倍
	医師	1	1	1.0
	理学療法士	4	1	4.0
	作業療法士	5	1	5.0
	言語聴覚士	6	1	6.0
	精神科療法士 (満30歳未満)	5	1	5.0
	精神科療法士 (満30歳以上満60歳未満で、 業務経験5年以上)	9	1	9.0
	動物専門員 (満35歳未満)	134	1	134.0
	動物専門員 (満35歳未満で、 業務経験2年以上)	22	2	11.0
	現業職	142	39	3.6
病院事業 管理者	医師	19	19	1.0
	歯科医師	1	1	1.0
	薬剤師	8	3	2.7
	助産師 (満30歳未満)	5	5	1.0
	助産師 (満30歳以上満60歳未満で、 業務経験5年以上)	1	0	—

病院事業 管理者	一 般 職 員	看護師 (満30歳未満)	93	71	1.3
		看護師 (満30歳以上満60歳未満で、 業務経験5年以上)	13	4	3.3
		診療放射線技師	12	3	4.0
		臨床工学技士 (満30歳未満)	3	1	3.0
		臨床工学技士 (満30歳以上満60歳未満で、 業務経験直近7年中5年以上)	8	0	—
		理学療法士	7	2	3.5

(2) 昇任（競争試験）

任命権者	試験の種別※	受験者数	合格者数	倍率
消防長		人	人	倍
	消防司令	191	16	11.9
	消防司令補A	249	35	7.1
	消防司令補B	15	5	3.0
	消防士長A	168	47	3.6
	消防士長B	0	0	—
	合計	623	103	6.0

※試験の種別

- ・消防司令補A：大学卒は2年以上、短大及び高校卒は3年以上の消防士長の階級にある者
- ・消防司令補B：採用学歴区分にかかわらず、10年以上消防士長の階級にあり、年齢満45歳以上の者
- ・消防士長A：大学卒は2年以上、短大卒は3年以上、高校卒は4年以上の消防士の階級にある者
- ・消防士長B：採用学歴区分にかかわらず、10年以上消防士の階級にあり、年齢満40歳以上の者

(3) 転任（競争試験）・・・現業職員からの転任

任命権者	試験の種別	受験者数	合格者数	倍率
市長		人	人	倍
	一般事務	133	6	22.2
	一般技術（土木）	8	1	8.0
	動物専門員	24	7	3.4

IV 給与、勤務時間その他の勤務条件

1 職員の給与に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法の規定するところにより、職員給与の実態調査及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態調査を実施し、給与等に関する調査研究を行ったうえで、平成28年9月16日に市議会議長及び市長に対して職員の給与等について報告し、併せてその改定について勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

(1) 職員給与の調査

項目	内容
調査名	「平成28年札幌市職員給与実態調査」
調査目的	本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため
調査対象	行政職、消防職及び医師職等の5種7給料表の適用職員（再任用職員以外9,764人、再任用職員553人）
調査時点	平成28年4月1日現在
調査内容	平成28年4月分の給与月額、諸手当の支給状況等

(2) 民間給与の調査

項目	内容
調査名	「平成28年職種別民間給与実態調査」
調査目的	職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較等を行うため
調査対象	企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所から抽出した167所
調査期間	平成28年5月1日から平成28年6月17日までの間
調査内容	平成28年4月分として支払われた給与月額、手当等

(3) 職員給与と民間給与の比較（公民給与の較差）

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
350,314円	349,793円	521円 (0.15%)

(4) むすび

項目	内容
1 給与の改定	<p>(1) 月例給</p> <p>公民較差の大きさ等を考慮し、基本的な給与である給料を引き上げる必要がある。</p> <p>ア 給料表</p> <p>給料表については、以下のとおり措置する必要がある。</p> <p>(ア) 行政職給料表（一般）</p> <p>行政職給料表（一般）については、民間における水準及び人事院勧告の内容等を考慮し、若年層に配慮した改定を行う必要がある。</p> <p>(イ) 行政職給料表（一般）以外の給料表</p> <p>消防職給料表については、行政職給料表（一般）との均衡を考慮して改定する必要がある。</p>

医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

教育職給料表（高校）、教育職給料表（幼稚園）及び行政職給料表（学校事務）については、北海道における改定状況を考慮して措置する必要がある。

イ 諸手当

諸手当のうち、扶養手当及び初任給調整手当については、以下のとおり措置する必要がある。

ただし、教育職給料表（高校）、教育職給料表（幼稚園）又は行政職給料表（学校事務）の適用を受ける職員の諸手当については、北海道における改定状況を考慮して措置する必要がある。

(ア) 扶養手当

人事院は、昨年の人事院勧告時の報告において、配偶者に係る扶養手当に関し、民間企業における家族手当の見直しの動向や税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、引き続き必要な検討を行っていく旨言及を行い、昨年11月から本年3月にかけて、学識経験者による「扶養手当の在り方に関する勉強会」を開催し、検討を進めてきた。

その後、本年の人事院勧告において、社会全体として、共働き世帯が片働き世帯よりも多くなるなど、女性の就労をめぐる状況に大きな変化が生ずる中、民間企業において、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあることなど、配偶者に係る手当をめぐる社会状況の変化等を踏まえるとともに、子に要する経費の実情や、我が国全体として少子化対策が推進されていることに配慮した結果、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、これにより生ずる原資を用いて子に係る手当額の引上げを行うとしたところである。

本市においては、昨年の人事委員会勧告において、国の扶養手当に係る検討状況等を注視していく旨報告したところであり、本年の人事院勧告で言及された全国的な社会状況の変化及び扶養手当の見直し内容等を十分に考慮する必要があるとともに、本市の合計特殊出生率が全国的にも極めて低く、本市において少子化対策の推進が喫緊の課題であることから、これらを総合的に勘案し、人事院勧告の内容を踏まえた扶養手当の見直しを行う必要がある。

なお、人事院においては、税制及び社会保障制度の見直しの状況や、民間企業の配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について必要な見直しを検討していくとしていることから、本市においても引き続き国の検討状況等を注視していくこととする。

	<p>(イ) 初任給調整手当 医師に支給される初任給調整手当の限度額については、人事院勧告の内容に準じて、改定を行う必要がある。</p> <p>(2) 特別給 職員の特別給である期末・勤勉手当については、市内民間事業所との均衡を図るため、年間支給月数を引き上げる必要がある。引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、勤勉手当に配分し、本年度については12月の勤勉手当を引き上げ、平成29年度以降については6月及び12月の勤勉手当が均等になるよう配分する必要がある。</p> <p>ただし、教育職給料表（高校）、教育職給料表（幼稚園）又は行政職給料表（学校事務）の適用を受ける職員の期末・勤勉手当については、北海道における改定状況を考慮して措置する必要がある。特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員の期末手当については、特別職の改定状況を考慮して措置する必要がある。</p> <p>(3) 実施時期等 本年の給与改定については、平成28年4月1日からの実施とすることが適当である。</p> <p>ただし、本年の勤勉手当の支給月数の改定については、平成28年12月1日から、扶養手当及び平成29年度以降の勤勉手当の支給月数の改定については、平成29年4月1日からの実施とすることが適当である。</p> <p>なお、扶養手当の支給額の改定に当たっては、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、所要の経過措置を講ずる必要がある。</p>
<p>2 人事行政運営上の検討課題</p>	<p>急速な少子高齢化の進行に伴い、これまで社会増加によって支えられてきた本市の人口増加も、ここ数年のうちに人口減少に転じることが予想されている。また、行政需要が複雑・多様化する中、昭和47年の政令指定都市移行から市政を支えてきた職員が、大量に定年退職したことに伴う新規採用者数の増加により、近年、職員構成は大きく変化してきている。</p> <p>こうした状況のもと、限られた人的資源で社会経済情勢の変化を鋭敏に察知し、市民の視点に立って考え、行動し、期待に応えていくためには、若年人口が減少している中であっても、多様で有為な人材を、安定的に採用していく必要があるとともに、長期的な視点での職員育成がより一層重要となる。</p> <p>(1) 人材の確保、育成 本市においては、急速な世代交代の一方で少子化等による若年人口の減少が続く中、安定した行政サービスを継続的に市民に提供していくために、試験区分や年齢要件をはじめとした試験制度の見直しを行い、多様かつ意欲と行動力のある人材の確保に努めてきた。</p> <p>しかしながら、景気回復等に伴う民間企業の採用活動の活発化もあり、公民問わず人材確保は難しさを増しており、職員採用をとり</p>

まく環境は一層厳しい状況となっている。若年層、とりわけ理系人材の道外流出が進んでいる中、今後とも有為な人材を確保していくためには、これまで以上に積極的に、広報PRに力を入れていく必要がある。進学を契機として道外に転出した大学生等に向けて、本市の技術系の仕事の魅力ややりがいについて情報発信していくなど、各部局が連携して、道内のみならず首都圏等にも、受験意欲を喚起するような広報活動を行っていくことが重要である。

職員の育成に当たっては、平成28年8月改定の「札幌市職員人材育成基本方針」に基づき、市民感覚を大切にす職員を効果的に育成していく必要があるほか、職員の能力や適性を把握しながら、職員一人ひとりの知識・経験を生かすことのできる人事配置を行うことが肝要である。また、個々の職員が計画的なキャリアデザインを行うための支援として、多様な勤務機会の付与を通じた育成を行うとともに、職員の能力を研さんするための研修機会の充実を図り、適正な人事評価のもとで職員の意欲を高め、組織力の向上へとつなげていくことが重要である。

(2) 女性職員の活躍

女性が、職業生活において、十分に能力を發揮し、活躍できる環境を整備するための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」が制定され、平成28年4月から女性の活躍に向け、国や地方公共団体（特定事業主）に対し特定事業主行動計画の策定が義務付けられた。

こうした国の動向のほか、本市における職員構成は、新規採用職員の増加に伴う若年化や女性職員比率の増加など、大幅に変化してきている状況にある。

こうした背景を踏まえ、意欲のある女性職員が、より積極的に活躍できる職場環境の整備を行うため、平成28年3月策定の「札幌市子育て・女性職員応援プラン」において、子育てに関する休暇・休業制度を利用しやすい環境づくりの推進や、女性職員の管理職に占める割合などの数値目標の設定を行っているところである。

現状においては、本市行政実務の中核を担う係長職への昇任試験を受験する女性職員の割合は、男性職員と比べて極めて低い状況にあり、その要因として、係長試験の受験可能となる年齢が妊娠・出産・育児年齢と相当の幅において重複していることや、昇任後の仕事と家庭の両立への不安感などから受験をためらうことが挙げられる。

出産や子育てを控える女性職員が、個々のライフデザインに応じて柔軟にステップアップを図れるよう、本委員会では平成28年度から、係長試験の一次試験に合格した職員が、妊娠や出産、育児を理由に二次試験を辞退した場合、一次試験免除期間を延長可能とする制度改正を行ったところである。

今後は、女性職員が働きやすい職場環境の形成と、男性職員の育

	<p>児参加が、自然な状況として受け入れられる組織風土の醸成に努めることが重要である。また、育児等の時期に、一時的に業務から離れた場合等であっても、各人の能力・資質に応じて活躍できるようなキャリア形成の支援や、女性職員の職域拡大に向けた職場全体の意識改革に取り組むことも求められる。</p>
<p>3 ワークライフバランスの実現</p>	<p>市民のニーズが高度化・多様化する中、質の高い行政サービスを提供していくためには、担い手である全ての職員が自らの能力を最大限発揮していくことが不可欠である。</p> <p>そのためには、総実勤務時間の縮減や仕事と育児・介護の両立といった職員のワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現を支援し、組織全体の士気高揚や公務能率の向上を図ることが重要な取組の一つである。</p> <p>(1) 総実勤務時間の縮減</p> <p>本市では、平成23年度以降、超過勤務時間数は増加傾向に、休暇取得日数は減少傾向にあり、依然として職員一人当たり年間360時間以上の超過勤務が恒常化している職場が固定的に存在している状況にあるため、任命権者において「ノー残業デー」や「メリハリデー」、「メリハリサマー」といった超過勤務の縮減、休暇の取得促進に関するこれまでの取組に加え、今年度から新たに「長時間労働是正のための総合的な対策」を実施しているところである。</p> <p>総実勤務時間の縮減のためには、職員一人ひとりがコスト意識を高く持ち、計画的・効率的な業務の遂行に努めるとともに、管理監督者がマネジメント能力を十分に発揮し、業務の効率化や必要性の精査、適切な業務配分、勤務時間の適正管理などに継続的に取り組んでいくことが求められる。</p> <p>また、経営層や局長職・部長職も含めた管理職を中心として、「長時間労働の是正や賃金不払い残業の防止を徹底し、職員の働き方を変える」という意識改革に取り組むことも重要である。</p> <p>(2) 仕事と育児・介護の両立支援</p> <p>育児・介護に関する制度では、民間における労働法制の見直しにより、平成29年1月から介護休業の分割取得が可能となるなど、育児や介護を理由とした離職を防止し、仕事と育児・介護の両立を可能とするための環境整備に向けた取組が国を挙げて進んでいるところである。本市においても、これら制度改正の動向等を踏まえつつ、適切に対応していく必要がある。</p> <p>また、国においては、朝型勤務やフレックスタイム制の導入、テレワークの推進等勤務時間や勤務場所の柔軟化を進めており、このような多様な働き方の選択肢を拡充する取組は、今後共働き世帯の増加や高齢化が進み介護が必要な世帯の増加が見込まれる中で、ますます必要性が高まってくるものと考えられる。本市においても、市民サービスへの影響にも十分配慮しつつ、職員の柔軟な勤務形態の在り方について調査・研究を進めていく必要がある。</p>

<p>4 心の健康づくり（メンタルヘルス対策）</p>	<p>職員の心身の健康は、職員個人のみならず、組織として効率的に公務を運営し、質の高い市民サービスを提供していくためにも大変重要な課題である。</p> <p>本市では、メンタルヘルス対策の基本方針である「札幌市職員の心の健康づくりのための指針」において、職員個人、管理監督者及び健康管理部門の三者の役割について具体的に示し、指針に基づき、メンタルヘルス不調者の予防、早期発見・早期治療、職場復帰・再発防止に取り組んでいるところである。</p> <p>このうち、メンタルヘルス不調の未然防止を目的とするストレスチェック制度が、本市においても今年度から本格実施されており、本制度を適正かつ有効に活用することにより、個々の職員に自らのストレス状況について気付きを促すとともに、集団ごとの集計・分析による職場のストレス要因評価を職場環境の改善につなげることでメンタル不調の未然防止が強化されることを期待したい。</p>
<p>5 服務規律の確保</p>	<p>職員は全体の奉仕者であり、高い倫理観と使命感を持って市民の信頼・信託に答えていくことが求められており、市政への信頼を損なうような不祥事はあってはならないものである。</p> <p>本市では、これまでも全庁を挙げて職員の不祥事防止の取組を進めてきたところであるが、不祥事は後を絶たない状況であり、大変残念なことである。</p> <p>特に、全国的に飲酒運転の根絶に向けた取組が行われている中、今年度に入って既に飲酒運転による懲戒処分者が出ていることは、誠に遺憾である。「飲酒運転を絶対にしない、させない」という当たり前のことを改めて強く認識し、全庁を挙げて根絶に向けた取組を推進していくことが必要である。</p> <p>そのため、管理監督者には、職場の良好なコミュニケーションの構築を図り、不祥事の発生しにくい職場環境を確立していくことが求められる。</p> <p>職員一人ひとりには、不祥事を他人事としてではなく自らの問題として捉え、職務の内外を問わず、公務員として法令遵守の意識を高く持って行動することが求められる。</p>
<p>6 雇用と年金の接続について</p>	<p>国においては、雇用と年金の接続のための措置について、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」に沿って、引き続き、定年退職する職員を再任用することにより対応する方針が、平成27年12月に政府から示されたところである。</p> <p>本市においては、定年退職者の多くが再任用職員として勤務しており、再任用制度の定着が図られているところであるが、今後も国の検討状況等を注視していくとともに、再任用職員の持つ知識や経験を有効に活用するための環境整備等について、引き続き検討を行っていく必要がある。</p>

7 道費負担教職員の給与負担等に係る権限の本市移譲への対応	<p>平成29年4月に、市立小学校、中学校及び特別支援学校等教職員の給与負担等に係る権限が北海道から本市に移譲されることとなる。</p> <p>これに伴い、市立学校教職員全体の勤務条件等について、移譲後の安定的な制度運営に向けた所要の規程整備その他必要な準備を、関係機関が連携して確実に行う必要がある。</p>
	<p>(おわりに)</p> <p>現在、札幌市は北海道を代表する195万人大都市に成長したものの、今後、少子高齢化による人口減という新たな段階に突入しようとしている。</p> <p>このような状況においては、本市の職員は、より一層限られた資源を有効に活用しながら問題解決にあたることが求められる。これまでの前例や慣習にとらわれずに仕事の進め方を見直し、より効果・効率的に業務に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>本委員会としては、職員一人ひとりがこうした社会情勢の変化を認識しつつ、今一度自らの公務員としての使命を再認識して、職務に取り組んでいくことを期待する。</p>

(5) 勸告

項 目	内 容
1 給料表	<p>(1) 行政職給料表（一般）</p> <p>行政職給料表（一般）については、民間における水準及び人事院勧告の内容等を考慮し、若年層に配慮した改定を行うこと。</p> <p>(2) 行政職給料表（一般）以外の給料表</p> <p>消防職給料表については、行政職給料表（一般）との均衡を考慮して改定すること。</p> <p>医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。</p> <p>教育職給料表（高校）、教育職給料表（幼稚園）及び行政職給料表（学校事務）については、北海道における改定状況を考慮して措置すること。</p>
2 諸手当	<p>諸手当については、以下のとおり改定すること。ただし、教育職給料表（高校）、教育職給料表（幼稚園）又は行政職給料表（学校事務）の適用を受ける職員にあっては、北海道における改定状況を考慮して措置すること。</p> <p>(1) 扶養手当</p> <p>配偶者に係る手当の月額を7,000円とし、子に係る手当の月額を1人につき11,000円とすること。なお、職員に扶養親族ではない配偶者がある場合及び職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の取扱いを廃止すること。</p> <p>(2) 初任給調整手当</p> <p>初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。</p>

	<p>(3) 期末手当及び勤勉手当 期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。 ただし、特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員に あっては、特別職の改定状況を考慮して措置すること。</p> <p>ア 平成28年12月以降の勤勉手当</p> <p>(ア) 特定職員以外の職員 12月に支給される勤勉手当の支給月数を0.9月分とすること。 ただし、再任用職員にあっては、同月に支給される勤勉手当の 支給月数を0.425月分とすること。</p> <p>(イ) 特定職員 12月に支給される勤勉手当の支給月数を1.1月分とすること。 ただし、再任用職員にあっては、同月に支給される勤勉手当の 支給月数を0.525月分とすること。</p> <p>イ 平成29年4月以降の勤勉手当</p> <p>(ア) 特定職員以外の職員 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.85月分とすること。ただし、再任用職員にあっては、6月及 び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.4月分とす ること。</p> <p>(イ) 特定職員 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ 1.05月分とすること。ただし、再任用職員にあっては、6月及 び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.5月分とす ること。</p>
<p>3 改定の実施 時期等</p>	<p>この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、2の(3)の アについては平成28年12月1日から実施し、2の(1)及び2の(3)のイにつ いては、平成29年4月1日から実施すること。なお、2の(1)について は、所要の経過措置を講ずること。</p>

2 職員に関する条例の制定、改廃に関する意見の申出

本委員会は、市議会から「札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例案」等について意見を求められ、これらについて意見の申出を行った。

以下の条例案については、異議のない旨意見の申出を行った。

年 月 日	条 例 案 名	概 要
28. 9. 27	札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例案	第4次一括法の施行による道費負担教職員の給与負担等の権限移譲を踏まえ、移譲職員の給与その他の勤務条件を定めるとともに、全ての市立学校教職員の勤務条件を統一する。
	札幌市立学校教育職員の給与に関する条例案	
	札幌市立学校教育職員の給与等に関する特別措置条例案	
	札幌市立学校教育職員特殊勤務	

	手当条例案	
	札幌市立学校教育職員退職手当条例案	
	県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例案	
28. 12. 2	札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告に基づき、各種給料表及び特別給の引上げ、初任給調整手当額及び扶養手当額の改定を行う。
28. 12. 2	札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案	雇用保険法の一部改正及びそれに伴う国家公務員退職手当法の改正内容に準じ、雇用保険の適用対象や求職活動支援費の支給対象を拡大するほか、高年齢受給資格者に対する失業給付の支給に係る規定を設ける。
29. 2. 23	札幌市立学校教育職員の給与に関する条例及び県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例案	札幌市職員給与条例及び札幌市職員退職手当条例の一部改正が行われたことから、左記条例についても同様の改正を行う。
	札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例案	
29. 2. 23	札幌市職員の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例案	地方公務員法の改正に伴い、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を更に進めるという趣旨を踏まえ、本市における育児支援・介護支援に関する諸制度を改正する。
	札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	
29. 2. 23	札幌市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案	人事院規則の改正に伴い、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情に関する規定を定める。

V 公平審査

1 勤務条件に関する措置要求の審査

平成28年度における措置要求事案の審査状況は、次のとおりである。

事 案 名	受理年月日 〔要求書提出年月日〕	要求者	審査状況
勤務条件（要求者のパソコンに管理者権限でログインしないこと等）に関する措置要求事案	H28. 2. 25	1	H28. 6. 9 却下
勤務条件（ロッカーの鍵の変更）に関する措置要求事案 （平成29年措第1号事案）	H29. 1. 25 (H28. 6. 15)	1	係属中
勤務条件（事務室等のカビの除去等）に関する措置要求事案 （平成29年措第2号事案）	H29. 1. 25 (H28. 8. 24)	1	係属中
勤務条件（階段等の共有部分の全てのカビの除去）に関する措置要求事案 （平成29年措第3号事案）	H29. 3. 10 (H28. 12. 19)	1	係属中

2 不利益処分に関する審査請求の審査

平成28年度における審査請求事案は、次のとおりである。

事 案 名	受理年月日	処分者	審査状況
		処分内容	
分限処分取消請求事案 （平成29年審第1号事案）	H29. 2. 23	札幌市長	係属中
		分限休職	
分限処分取消請求事案 （平成29年審第2号事案）	H29. 2. 23	札幌市長	係属中
		分限休職	
分限処分取消請求事案 （平成29年審第3号事案）	H29. 3. 10	札幌市長	係属中
		分限休職	

3 職員からの苦情の処理

平成28年度における相談件数は、次のとおりである。

	任用	給与	勤務条件等	福利厚生	公平審査	セクハラ・いじめ	その他	合計
相談	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件	5 件	7 件
処理	0	0	1	0	1	0	5	7

VI 職 員 団 体

1 職員団体の登録

平成29年4月20日現在、職員団体の登録等に関する条例に基づき人事委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

職員団体の名称	事務所所在地	単一体、連合体の別	法人格の有無	登録年月日
自治労札幌市役所職員組合	札幌市中央区北1条西2丁目 (本庁舎内)	単一体	有	S41. 10. 12
札幌市立高等学校教職員組合	札幌市中央区南3条西12丁目 (北海道教育会館内)	〃	無	S47. 9. 14
自治労札幌市学校事務労働組合	札幌市北区北6条西7丁目 (北海道自治労会館内)	〃	〃	S49. 7. 23
札幌市教職員組合	札幌市中央区南3条西12丁目 (北海道教育会館内)	〃	有	H29. 3. 23
全札幌教職員組合	札幌市東区北9条東1丁目 (北海道労働センター内)	〃	〃	H29. 4. 20

なお、平成28年度中における登録事項の変更状況は次のとおりである。

職員団体の名称	登録事項の変更件数	
	役員	規約
自治労札幌市役所職員組合	0 件	0 件
札幌市立高等学校教職員組合	1	0
自治労札幌市学校事務労働組合	0	1
札幌市教職員組合	0	0
計	1	1

2 管理職員等の指定状況

本市における機関別管理職員等の数及び指定率は、次のとおりである。

(平成29年4月1日現在)

機 関		局長職	部長職	課長職	係長職	一般職	計	
		人	人	人	人	人	人	
議 会 事 務 局		1	1	4	1	0	7	
市長 部局	本 庁	19	98	268	83	30	498	
	区 役 所	10	39	192	10	0	251	
教育委員会事務局		2	7	19	12	10	50	
人事委員会事務局		1	1	2	7	0	11	
市選挙管理委員会 事 務 局		0	1	1	1	0	3	
監 査 事 務 局		1	1	3	1	0	6	
計		34	148	489	115	40	826	
指 定 率 (注 1)		10.09%						

(平成29年5月1日現在)

機 関	校長及 び園長	副校長	教頭	事務長	局長職	部長職	教務 主事等	課長職	係長職	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
幼 稚 園	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
小 学 校	201	0	202	0	0	0	0	0	7	410
中 学 校	98	0	99	0	0	0	0	0	4	201
高 等 学 校	7	6	7	7	0	0	0	0	0	27
中等教育学校	1	1	1	1	0	0	0	0	0	4
特別支援学校	5	0	6	5	0	0	0	0	0	16
計	321	7	315	13	0	0	0	0	11	667
指 定 率 (注 2)	7.38%									

(注1) 「指定率」の算出基礎となった職員数には、特別職、企業職員、消防職員、教職員（教職員から事務職員に転任している職員を除く。）及び単純労務職員は含まれていない。

(注2) 「指定率」の算出基礎となった教職員数には、学校事務職員及び学校栄養職員を含み、教職員から事務職員に転任している職員並びに単純労務職員は含まれていない。

VII 労働基準監督機関

1 適用事業所の号別決定

北海道労働局との協定による適用事業所の号別決定は、次のとおりである。

[平成29年4月1日現在]

監督機関	労働基準法別表第1号別等	任命権者	事業又は事務所
労働局	第1号	市長	各水処理センター（各水再生プラザ運転係を含む。）
	第3号	市長	各区土木部
	第13号	市長	精神保健福祉センター／子ども発達支援総合センター（はるにれ学園、みかほ整肢園及び発達医療センターを除く。）／はるにれ学園／みかほ整肢園／発達医療センター／保健所（食の安全推進課広域食品対策係・市場検査係及び動物管理センターを含み、施設課を除く。）／各保育・子育て支援センター／各保育園／児童相談所地域連携課一時保護一係及び一時保護二係／各区保健福祉部健康・子ども課
	第15号	市長	保健所施設課／各清掃事務所／処理場管理事務所（各処理場を含む。）／各清掃工場／各下水管理センター
人事委員会	第12号	市長	衛生研究所／認定こども園にじいろ／農業支援センター／円山動物園
		消防長	消防学校
		教育委員会	教育センター／中央図書館／各小学校／各中学校／各高等学校／開成中等教育学校／各養護学校／各幼稚園
	別表第1各号に該当しない官公署	市長	本庁市長事務部局（スポーツ部、招致推進部、子ども育成部、子育て支援部（各保育・子育て支援センター、各保育園及び認定こども園にじいろを除く。）、子どもの権利救済事務局及びみどりの推進部を含む。）／自治研修センター／情報システム部／東京事務所／各市税事務所／児童相談所（地域連携課一時保護一係及び一時保護二係を除く。）／中央卸売市場／下水道河川局経営管理部／事業推進部（各下水管理センター及び各水処理センターを除く。）／各区（各土木部及び各保健福祉部健康・子ども課を除く。）
		消防長	総務部（消防学校を除く。）／予防部／警防部／各消防署
		教育委員会	生涯学習部／学校教育部（教育センターを除く。）
		選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
		人事委員会	人事委員会事務局
		代表監査委員	監査事務局
		市議会議長	議会事務局

備考 この表に掲げていない事業所又は事務所であつて第12号又は別表第1各号に該当しない官公署の事業を行うものについては、直近上位の組織に含まれる。

2 職権行使の状況

平成28年度中に人事委員会が職権行使した主なものは、次のとおりである。

項 目	件 数
解 雇 予 告 除 外 認 定	認定 4 件 不認定 1 件
第一種圧力容器落成検査	1 件
合 計	6

VIII 公平委員会の事務の受託

1 本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体

地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができることとされている。この規定に基づき、本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体は、次のとおりである。

団 体 名	所 在 地	受託年月日
札幌広域圏組合	札幌市中央区北1条西1丁目	H 9. 4. 10
北海道後期高齢者医療広域連合	札幌市中央区南2条西14丁目	H19. 7. 6

2 受託事務の内容

地方公務員法第8条第2項に規定する次の事務を受託している。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の審査
- (2) 不利益処分に関する審査請求の審査
- (3) 職員の苦情処理
- (4) 職員団体の登録
- (5) 管理職員等の範囲を定める規則の制定

参 考 資 料

第1表 職 員 の 構 成

第2表 公 民 較 差 の 推 移

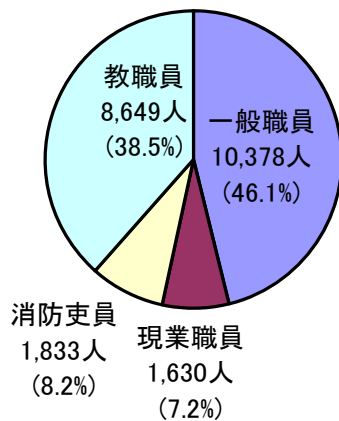
第 1 表 職員の構成

人事委員会では、毎年「職員数に関する資料収集」を行い、任用制度の研究・検討に必要な基礎的統計資料を作成している。

平成29年4月1日現在の本市全職員数（企業職員を含み、特別職を除く。）は、22,490人であり、その内訳は図1のとおりである。

資料収集の対象としている職員は、教職員を除く一般職員、現業職員、消防吏員であるが、このうち一般職員の年齢構成等は図2～図7のとおりとなっている。

図 1 職員の内訳



内 訳	職 員 数
一般職員	10,378 (46.1%)
現業職員	1,630 (7.2%)
消防吏員	1,833 (8.2%)
教 職 員	8,649 (38.5%)
合 計	22,490 (100.0%)

図 2 一般職員の年齢別構成（全体）

一般職員全体 10,378人（平均39.8歳）

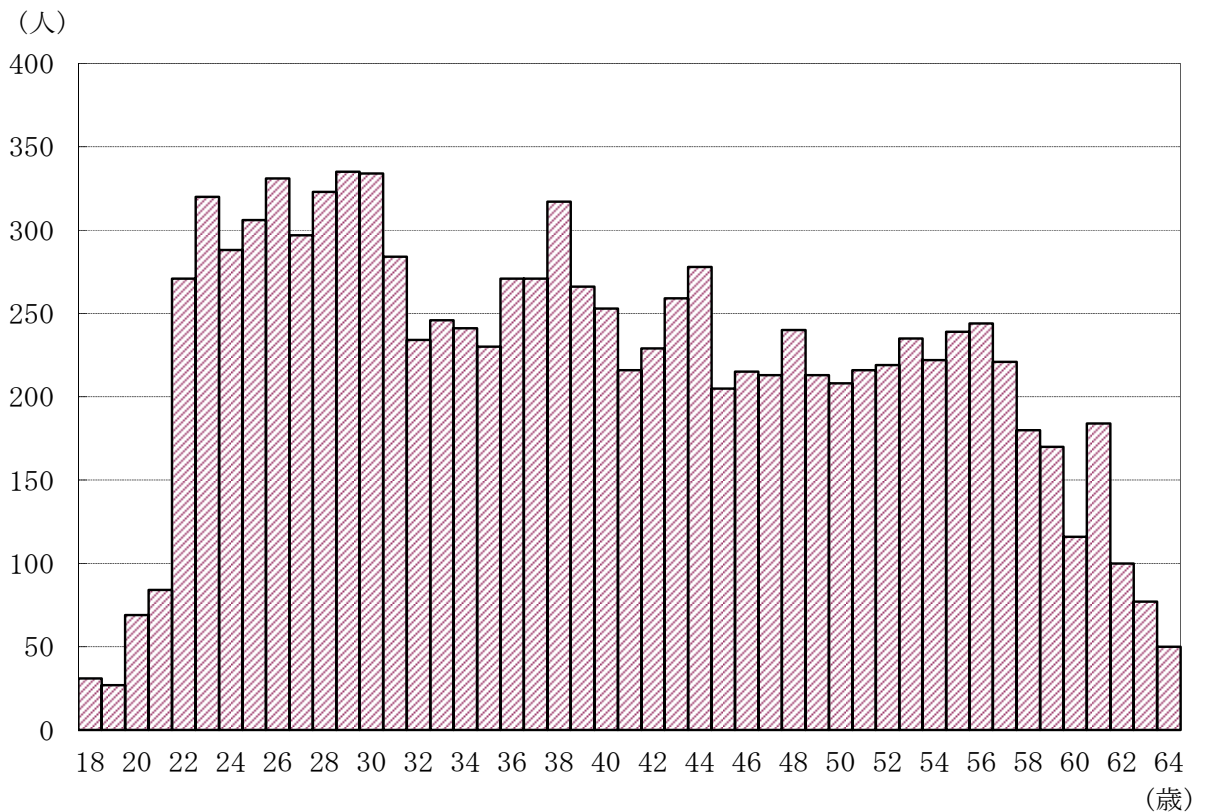


図3 一般職員の年齢別構成（事務職員）

事務職員 5,931人（平均40.1歳）

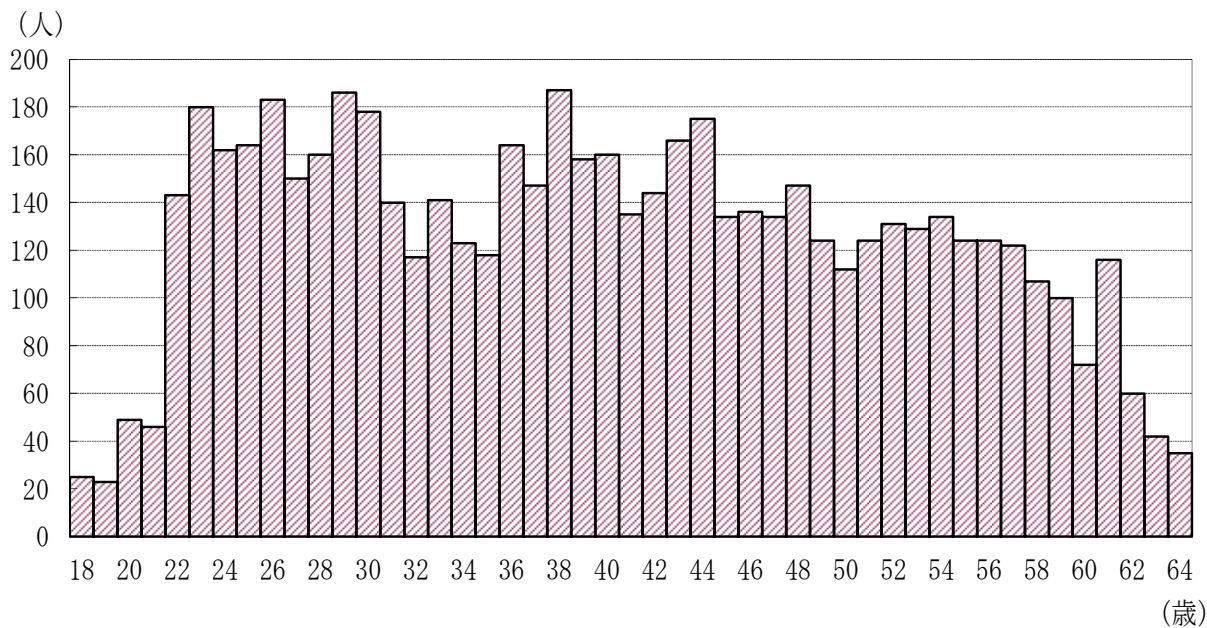


図4 一般職員の年齢別構成（技術職員）

技術職員 4,447人（平均39.4歳）

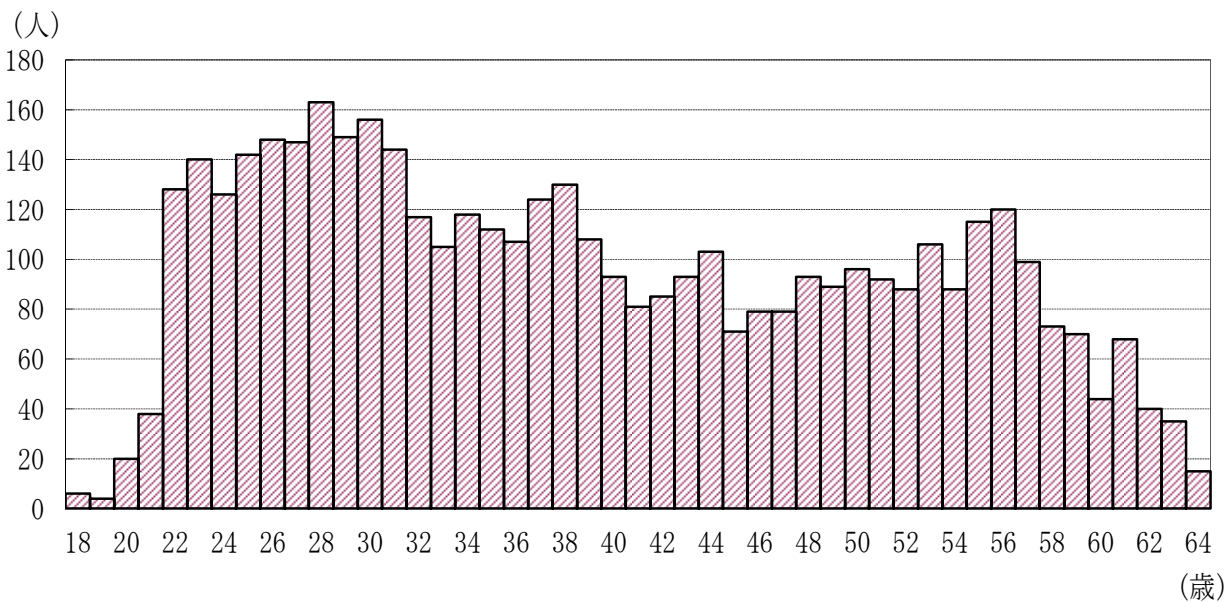
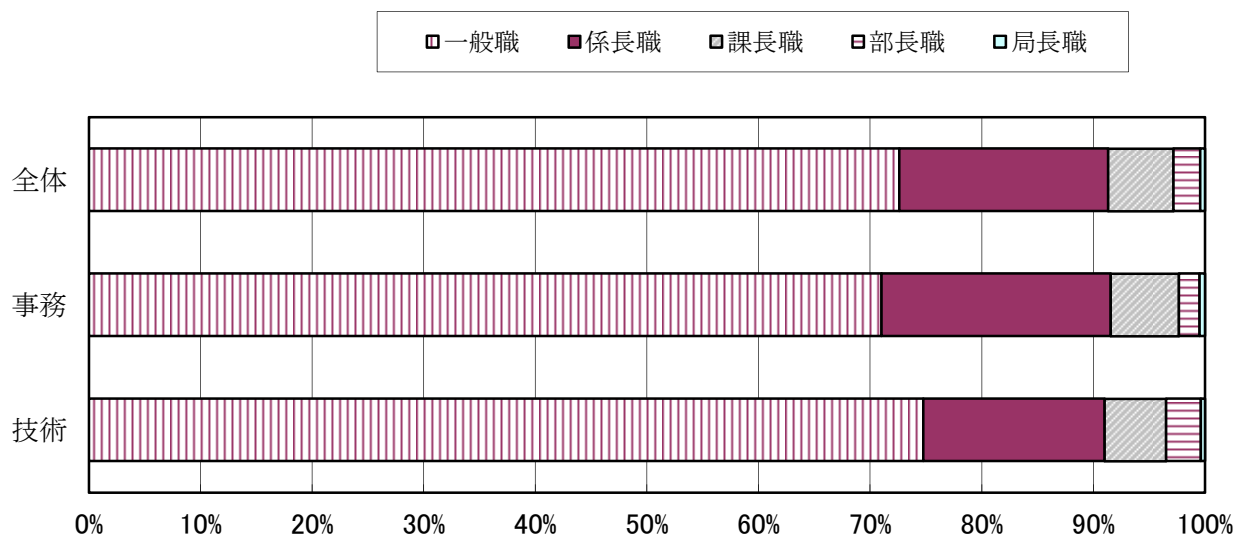
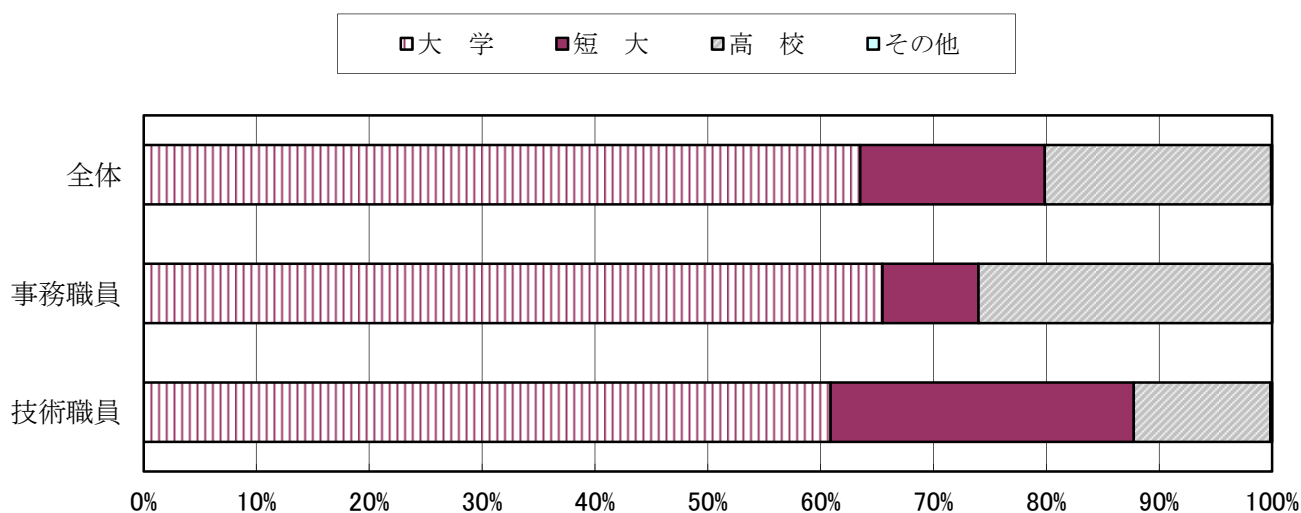


図5 一般職員の職の階位別構成



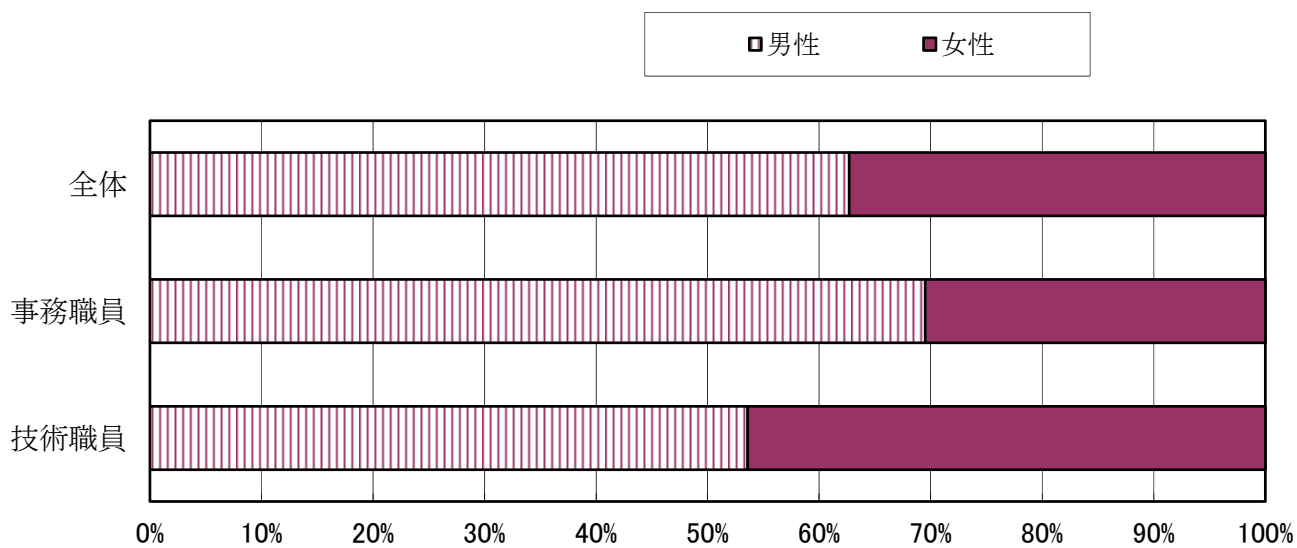
	合 計	一般職	係長職	課長職	部長職	局長職
全 体	10,378	7,536 (72.6%)	1,941 (18.7%)	607 (5.8%)	249 (2.4%)	45 (0.4%)
事務職員	5,931	4,212 (71.0%)	1,218 (20.5%)	362 (6.1%)	110 (1.9%)	29 (0.5%)
技術職員	4,447	3,324 (74.7%)	723 (16.3%)	245 (5.5%)	139 (3.1%)	16 (0.4%)

図6 一般職員の学歴別構成（最終学歴）



	合 計	大 学	短 大	高 校	その他
全 体	10,378	6,588 (63.5%)	1,700 (16.4%)	2,080 (20.0%)	10 (0.1%)
事務職員	5,931	3,882 (65.5%)	505 (8.5%)	1,540 (26.0%)	4 (0.1%)
技術職員	4,447	2,706 (60.9%)	1,195 (26.9%)	540 (12.1%)	6 (0.1%)

図7 一般職員の男女別構成

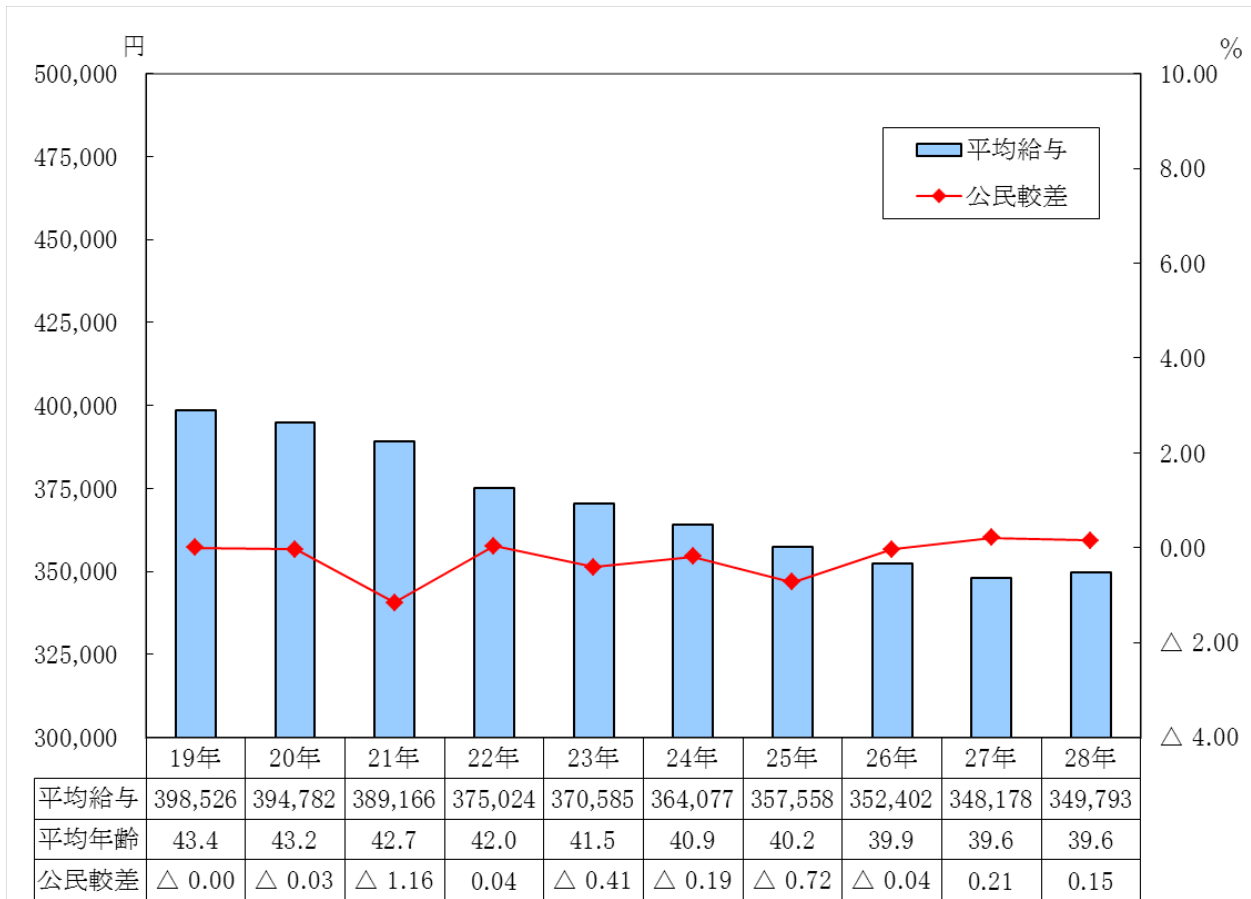


	合 計	男 性	女 性
全 体	10,378	6,506 (62.7%)	3,872 (37.3%)
事務職員	5,931	4,123 (69.5%)	1,808 (30.5%)
技術職員	4,447	2,383 (53.6%)	2,064 (46.4%)

第2表 公民較差の推移

	札幌市の公民較差		(参考) 国の官民較差	
	率	額	率	額
平成19年	△0.00 %	△12 円	0.35 %	1,352 円
平成20年	△0.03 %	△125 円	0.04 %	136 円
平成21年	△1.16 %	△4,642 円	△0.22 %	△863 円
平成22年	0.04 %	155 円	△0.19 %	△757 円
平成23年	△0.41 %	△1,548 円	△0.23 %	△899 円
平成24年	△0.19 %	△706 円	△0.07 %	△273 円
平成25年	△0.72 %	△2,677 円	0.02 %	76 円
平成26年	△0.04 %	△151 円	0.27 %	1,090 円
平成27年	0.21 %	745 円	0.36 %	1,469 円
平成28年	0.15 %	521 円	0.17 %	708 円

(参 考) 過去10年間に於ける札幌市の公民較差及び平均給与の推移



(注) 1 平均給与及び平均年齢は当該年4月1日現在の行政職給料表(一般)適用職員のものである。

2 平均給与は給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当及び寒冷地手当の合計額である。

人事委員会年報 平成 28 年度
(平成29年(2017年) 7月発行)

市政等資料番号	01-U02-17-1191
関係部局保存期間	1年

編集・発行

札幌市人事委員会
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL (011) 211-3147
FAX (011) 211-3148